

埼玉県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「法」という。）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（以下「母子家庭の母又は父子家庭の父」という。）の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として、事業の実施に必要な事項を定める。

（給付金の種類）

第2条 給付金の種類は次のとおりとする。

- （1）高等職業訓練促進給付金（法第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金という。以下「訓練促進給付金」という。）
- （2）高等職業訓練修了支援給付金（法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金という。以下「修了支援給付金」という。）

（対象者）

第3条 訓練促進給付金の支給対象者は、埼玉県内の町村に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件の全てを満たし、就職を容易にするために必要な資格（以下「対象資格」という。）を取得するために修業している者とする。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

- （1）児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。
（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。
- （2）養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。

(3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

(対象資格)

第4条

(1) 対象資格は、就職の際に有利となるものであって、かつ養成機関において6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）とする。

(2) 対象資格の例

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格、その他知事が地域の実情に応じて定める資格とする。

(支給期間)

第5条

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給期間は、第3条に定める対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日より、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した要旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意すること。

イ 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算60月を越えない範囲で支給するものとする。（令和7年度以前に修業を開始し、令和8年4月1日時点で修業中の者についても、通算60月を越えない範囲で支給して差し支えない。）

ウ 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

(2) 修了支援給付金

修了支援給付金の支給については、修了日を経過した日以後に支給する。

なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

(支給額等)

第6条

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については月額14万円。）

(イ) (ア)に掲げる者以外の者 月額7万500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額11万500円）

イ 訓練促進給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

(2) 修了支援給付金

ア 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円

(イ) (ア)に掲げる者以外の者 2万5000円

イ 修了支援給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

(事前相談の実施)

第7条 受給要件の審査に際しては、県福祉事務所（埼玉県母子・父子福祉センター）において、事前に給付金を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに、受給要件について把握する。事前相談においては、資格取得への意欲や能力、対象資格の取得見込を的確に把握し審査する。

また、本事業は、給付金の支給を行うことにより、生活の経済的負担

の軽減を図り、もって資格取得を容易にするものであることから、生活状況について聴取するなど、支給の必要性について十分把握する。

(給付金の支給申請)

第8条 給付金の支給を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）は、高等職業訓練促進給付金等支給申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）を知事に提出するものとする。なお、訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

2 支給申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1) 訓練促進給付金

ア 支給申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本

イ 支給申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票

ウ 次に掲げるいずれかの書類

(ア) 支給申請者に係る児童扶養手当証書の写し

(イ) 支給申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（支給申請者の扶養親族でない児童で支給申請者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（様式第5号）「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(ロ) 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（様式第5号）「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

エ 第6条（1）ア（ア）に掲げる者にあつては、支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第6条（1）ア（ア）に掲げる者に該当することを証明する書類

オ 養成機関の長が証明する在籍を証明する書類（以下「在籍証明書」という。）

カ その他、知事が必要と認める書類

（２）修了支援給付金

ア 支給申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

イ 支給申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票（修了日における状況を証明できるものに限る。）

ウ 次に掲げるいずれかの書類

（ア）支給申請者に係る児童扶養手当証書の写し

（イ）支給申請者の前年（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（様式第５号「１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

（ロ）当該対象者の前々年（１月から７月までの間に申請する場合には、３年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（様式第５号）「１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前々年度の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

エ 第６条（２）ア（ア）に掲げる者にあつては、支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第６条（２）ア（ア）に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が４月から７月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。

オ 修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類

（３）修了支援給付金の申請は、修了日から起算して３０日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

（支給決定）

第９条 知事は、支給申請を受けた場合、申請者が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

２ 知事は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を申請者に通知し

なければならない。なお、支給決定を行った場合には、高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとし、支給の決定を行わない場合には、高等職業訓練促進給付金等不支給決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

- 3 支給決定の審査にあたっては、有識者や就業関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する判定委員会を必要に応じ設置するなど、その緊急性や必要性について考慮し判定すること。

（訓練促進給付金の支給）

第 10 条 前条により訓練促進給付金の支給決定を受けた者は、高等職業訓練促進給付金請求書（様式第 4 号。以下「請求書」という。）を支給対象月の翌月 10 日までに提出し、当該月の 25 日までに支給を受けるものとする。

（修業期間中の受給者の状況の確認等）

第 11 条 知事は、訓練促進給付金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が養成機関に在籍していることを確認するため、受給者に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況に関する報告等を求める。

- 2 受給者が、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、県内町村に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと（一時休止を含む。）等、第 3 条に定める支給要件に該当しなくなったときは、14 日以内に、高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届（様式第 6 号）（以下「資格喪失届」という。）により知事に届出なければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。
- 3 受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき又は世帯を構成する者（受給者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で受給者と生計を同じくする者を含む。）に異動があったときは、14 日以内に、高等職業訓練促進給付金変更届（様式第 8 号）（以下「変更届」という。）により知事に届出なければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。
- 4 受給者は、年度末及び修業期間が修了したときは、知事に修得単位証明書又は修了証明書を提出しなければならない。

（支給決定の取消等）

第 12 条 知事は、前条 2 項の受給者から資格喪失届が提出されたとき、又は受給者が支給要件に該当しなくなったときは、支給を停止し、高等職業訓練促進給付金支給取消通知書（様式第 7 号）により受給者に通知するものとする。

- 2 知事は、前条 3 項の受給者から変更届が提出されたときは、内容を審査し、支給額の変更の決定を行った場合には高等職業訓練促進給付金支

給変更通知書（様式第 9 号）により受給者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第 13 条 知事は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、支給額の全額又は一部を返還させることができる。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 16 年 8 月 27 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に養成機関において修業を開始した者については従前の例による。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 21 年 3 月 12 日から施行し、平成 21 年 2 月 4 日から適用する。

（経過措置）

2 施行日から平成 21 年 9 月 30 日までの間、修業する期間の 3 分の 2 に相当する期間（その期間が 24 か月を超えるときは、修業する期間から 12 か月を減じた期間）を経過した日が属する月内に提出された支給申請書は、修業する期間の 2 分の 1 に相当する期間（その期間が 18 か月を超えるときは、修業する期間から 18 か月を減じた期間）を経過した日が属する月内に提出されたものとみなす。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 21 年 6 月 18 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 5 月 24 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 6 月 5 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。なお、施行前に提出された申請書、請求書、施行前に通知した通知書については、文中の「高等技能訓練促進費」、「入学支援修了一時金」をそれぞれ「高等職業訓練促進給付金」、「高等職業修了支援給付金」に読み替えて使用することとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

3 新令第二十七条第三項及び第四項（これらの規定を新令第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に修了した新令第二十七条第一項（新令第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する教育訓練に係る法第三十一条第一号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第三十一条の十において読み替えて準用する同号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金について適用し、施行日前に修了した当該教育訓練に係る当該母子家庭自立支援教育訓練給付金及び当該父子家庭自立支援教育訓練給付金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 8 月 3 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 11 月 15 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。

(経過措置)

令和 3 年 7 月以前分の訓練促進給付金の支給月額の決定に係る対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者には、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 381 号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）における寡婦等のみなし適用対象者（平成 29 年所得から令和元年所得において地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成 29 年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取扱をした場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、訓練促

進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であったときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

- 2 令和3年7月以前分の訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月23日から適用する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 5 月 2 2 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 1 日から施行し、令和 6 年 8 月 3 0 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 8 月 4 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。